

も、その割合は21.3%でしかない。年々續いて在庫品増が總資本形成の中の50~65%を占めるということは、抽象的に考えても一寸ありえないことであろう。

以上を結論して云えば、民間總資本形成の數字は、か

なり根本的な再改訂をするのでなければ經濟分析のための素材とはなりえないと云わなければならない。

(都留重人)

戦後分配國民所得の變容

序

I 算定結果の分析

1 算定方法の検討

2 結果の吟味

II 分配所得分析に關する諸問題

序

わが國の國民所得推計は、戦前は主として物的方法による生産國民所得の系列であったが¹⁾、戦後は、主として分配國民所得の算定に向っている。このように算定方向が轉換したのは、戦後わが國の國民所得算定を指導したE. S. S. (ことに Nora Kirkpatrick 氏)の意向に基づく。當時わが國では、インフレーション進行中であつて、國民所得を分配面から月別に推計し、それによってインフレ過程の分析に資することを主たる目的としたようである。しかし、この作業は甚しく困難をきわめ、そしてその困難はいまなお去らないのである。

第1に、わが國ではアメリカにおけるがごとく、農業・鑛工業・商業にわたるセンサスが實施されていない。戦前における生産國民所得の推計も、生産統計が比較的利用しうる點から試みられたにすぎず、従つて總生産額から純生産額を導き出す過程において、いわゆる「所得率」の決定には、種々な困難を伴うものである。昭和5、10年度の内閣統計局調査も、この點に關しては、標本調査に依り或いは既存資料に依っているが、當時の標本抽出は今日の知識からみれば甚しく不完全であったことは言うまでもない。さらにいわゆる「その他産業」に包括せられる各種の職業の所得調査は、人的方法に依らぬわけにゆかず、したがつて主として課税統計の利用に從うものであつた。

第2に、わが國の租税統計は必ずしも完全でない。ことに所得税統計における産業分類は、例えば「庶業」の内容が細分されていないので、國民所得推計にとっては不都合な點が多い。これを用いて所得推計を行うには、

1) 戦前において人的方法によつて算定を試みたものとしては、例えば内閣統計局「大正十四年に於ける國民所得」(昭和3年刊)、土方成美「國民所得の構成」(昭和8年刊)がある。

1 分配所得の deflator

2 相對的分前の變動要因

3 要素支拂の所得増加効果

4 インフレーションによる所得再分配効果

脱税の他に免税點以下の所得の推算を必要とし、ここにも暫々恣意的な假定がふくまれるのである。

第3に、このような不完全な資料を基として、月別乃至四年期別推計を行うには、さらに動態調査を必要とする。しかし、例えば勤勞所得推計の主たる資料としての賃金統計さえ、その範圍は局限され、また必ずしも完全ではないのである。

このような諸困難にも拘らず、經濟安定本部財政金融局國民所得調査室は、昭和21年以降分配國民所得につき、年度、歴年、4年期別推計を發表している。

しかるに、昭和25年9月27日附非公式覺書によつて昭和24歴年4年期別分配國民所得の過少評價であることが指摘されるに及んで、同調査室は同年推計について目下改算中である。しかし、その改算にあつて算定方法のみならず、概念規定についても多少の變更を加えたために、過去の計數とは直ちに接續しえないものとなっている。

I 算定結果の分析

1. 算定方法の検討

國民所得の利用には、その各項目の概念のみならず、資料と算定方法とを熟知しなければならない。

分配國民所得は、生産要素への支拂 (factor payments) である。これを四項目 (賃銀、俸給、地代、利子、利潤) に分類するのは、生産要素に基づく分類であるが、實際の算定においてはこれらの明確な區別が容易でない場合が多い。従つて、これを例えば階級別分配の問題について實際の資料に用いようとするには、構成内容について十分な注意を拂わねばならない。また、地代、利子、配當金はいずれも個人へ支拂われたもののみを含み、法人へ支拂われる地代、利子、配當金は一括して法人利潤中に含まれている。これは二重計算をさけるための措置であるが、このゆえに國民所得計算における地代、利子、

配當金の累年比較および国際比較は、厳密には不可能なのである。地代、利子、配當金の大きさは、個人と法人のいずれに所有権が属するかにより、また自己資金、借入金などのいずれによるかという金融方式に依存している。だから、累年比較および国際比較に堪え得る分類は、勤勞所得と財産所得の區別によるものである。

そこで、分配國民所得の各項目の概念規定と算定方法とを概覽しておかなければならないが、概念は今改算によって多少の変更を見だし、算定方法も利用しうる資料によって必ずしも一定していない。以下の敘述はその要領に止まるわけである。

(A) 勤勞所得

被傭者の報酬は、課税前の賃銀、俸給、賞與、臨時給與および物的給與を含む。しかし、個人業主（ことに農業の場合）の勞働要素は、その利潤中に含まれ、また個人業主と被傭者との身分を區別することさえ困難な場合（例えば單獨業主、建設業の獨立勞働者）がある。したがって、一般的に賃金に比して俸給は過小に評價されて、それだけ利潤（財産所得）の方へ移行していると思われるべきである。この傾向は、外國でも避けられぬところであるが、ことにわが國のように個人業主のうち單獨業主が比較的多い場合では、單獨業主の利潤は、むしろその大半が勤勞所得と見做すべきであって、後に見るようにわが國戦後のみならず戦前においてすら勤勞所得の相對的分前の異常に少いのは、このような概念規定の差異に起因すると考えられる。およそ概念規定は、單に理論的とか論理的とかではなく、なによりも實情（本質）を表わすものでなければならない。さもなければ、その概念を用いたいかなる理論も、またそれに基づく統計も、實情とは無縁である。國民所得調査室の概念規定は、甚だアメリカ商務省の概念に接近してきたけれども、そのために若しもわが國の實情を少しでも離れるならば、かえって意義を失うおそれがある。大切なことは相等（equivalent）とは名目の同一（same）ではないことを、はっきりと認識することである。

なお、社會保険料の被傭者負擔分の他に雇傭主負擔分を含ませるべきであるが、業主負擔分はその算定の困難のゆえをもって、今改算までは含まれていない。また物的給與の推計は困難であるのみならず、わが國の特殊事情から行われる官廳會社の交際費中には、これを物的給與とみるべきか、それとも移轉支出とみなすべきか、明確に區別し難いものがある。一般に、かかる物的給與は過小に評價されていると見てよからう。

1. 農 業

算定方法は農家一戸當平均被傭者勞賃支拂×農家戸

數。

一戸當平均勞賃；「農家經濟調査」「農家生計費調査」などの勞賃支拂を耕作規模階層別に算出し、「農業センサス」による耕作面積別農家戸數によって加重平均。

戸數；昭和 21, 22 年「農業センサス」による。從來からの問題點は、後の農業業主所得の項で明らかごとく、いずれの調査も標本抽出にすでに bias をもっていて、平均の算定が困難であること。

2. 林 業

平均勞賃支拂を賃銀指數×生産指數〔23—24 年は林産物生産指數（林野廳）×林業勞務者賃銀指數（林業勞働福利協會）〕をもって補外。勞賃支拂は昭和 21 年木材薪炭總生産額を基礎とし、それに國有林收入總額に對する賃銀支拂の比率を乗じ、この 2 割を木材薪炭勤勞者以外の勞賃支拂とみなし、兩者を合算したもの。

3. 水産業

平均勞賃支拂を生産指數×物價（C. P. I 中の魚類價格）指數をもって補外。勞賃支拂は昭和 21 年を基礎とし、漁介・海藻類、水産加工業、捕鯨業のそれぞれの總生産額に各々の推定人件費比率を乗じて合算したもの。

林業水産業における勞賃支拂は、以上のように物的方法によるものであって、資料の上からも弱點をもつ部分である。

4. その他の産業

一般に、一人當平均賃銀×勤勞者數による。

a 一人當平均賃銀

「毎月勤勞統計」により、産業別（鑛業・製造工業・ガス電氣水道業・商業金融業・運輸通信業）の常備職員および勞務者一人當平均賃銀を、地位別、男女別に月毎に求めて年内に積算。（しかし、「毎月勤勞統計」は調査對象が比較的到大企業へ傾いているので、24 年は製造工業・商業につき勞働省「失業保險統計」によって修正。）

「毎勤」にない自由業・サービス業、その他産業については、「事業所統計調査」および「失業保險統計」により商業との比率を求めて算出。公務員は賃銀ベースに追加支給額を加算したものにより、地方團體についてはその 30% 増とする。日傭勞務者については、「勞働力調査」による常備者に對する就業時間比率を用いて算出。兼業は統計局「勤勞者世帯收入調査」の副業収入の比率による。重役俸給は大藏省「法人企業統計調査」により常備勞務者の 35%

増とする。

(社會保險料業主負擔分は、24年改算にあたってはじめて推計されたが、收納保險料に比率(1/2又は3/5)を乗じて算出している。)

b 勤勞者數

統計局「勞働力調査」により、これから重役員數を産業別に控除して用いる。

以上の算出における資料は貨幣貨銀に關しては比較的信頼し得るであろうが、物的給與や重役給與などについては、なお検討の餘地がある。

(B) 個人業主所得

1. 農業

農家一戸當平均所得×農家戸數。

「農家生計費調査」および「農家經濟調査」により耕作面積別に平均所得を求め「農業センサスによる戸數を乗じる。(ただし24年改算では、従來の方法による平均所得が過大になることが發見された。)

2. 林業・水産業

その勤勞所得推計法と同じ。

3. その他の諸産業

一業主當平均所得×業主數

a 一業主當平均所得

製造工業、商業については、主として經本國民所得調査室「個人企業經濟調査」に依り、これを稅務統計により補正。その他の産業の業主所得は、以上の工業商業所得を基礎とし、稅務統計による業種間比率を用いて推計。(この企業調査は、標本抽出が合理的でなく、且つ標本數が僅小であつて、その結果のまま用いるのは、むしろ危險である。また稅務統計における庶業を細分するのは困難である。)

以上の資料の制約によつて、業主所得が比較的低く見積られる傾向のあるものは、むしろ當然であろう。

b 業主數

「勞働力調査」により産業別・月別にこれを求む。

(C) 法人(官公企業)所得

1. 個人配當所得

「稅務統計會社表」より支拂配當額を求め、これを法人・個人別に區分する。「稅務統計特別法人表」より剩餘金の分配分および賞與を用いる。

2. 法人留保

稅務統計會社表の稅引後の利益金を50%増額し、特別法人剩餘金留保を加え、支拂配當・賞與・缺損

第1表 戦後分配國民所得の構成

(單位: 10 億圓)

	21年	構成比 (%)	22年	構成比 (%)	23年	構成比 (%)	24年	構成比 (%)
總額	296.9	100.0	916.9	100.0	1920.3	100.0	2715.4	100.0
1. 勤勞所得	89.2	30.0	308.5	33.6	822.7	42.8	1255.3	46.2
a) 農林水産業	13.4	4.5	36.3	4.0	67.9	3.5	109.6	4.0
b) その他	75.8	25.5	272.2	29.6	754.8	39.3	1145.7	42.2
2. 個人業主所得	195.9	66.0	598.0	65.2	1047.3	54.5	1337.6	49.3
a) 農林水産業	85.7	28.9	232.8	25.4	483.1	25.1	669.3	24.7
b) その他	110.2	37.1	365.2	39.8	564.2	29.4	668.3	24.6
3. 個人貸貸料所得	7.2	2.4	7.7	0.9	18.3	1.0	27.5	1.0
4. 個人利子所得	5.9	2.0	5.8	0.6	8.7	0.5	14.1	0.5
5. 法人所得	2.1	0.7	.1	0.0	25.4	1.3	75.3	2.8
a) 個人配當所得	.5	0.2	1.0	0.1	9.9	0.5	7.7	0.3
b) 稅引前の留保利潤	1.6	0.5	-9	-0.1	15.5	0.8	67.6	2.5
6. 官公企業所得	-3.4	-1.1	-3.2	-0.3	-2.1	-0.1	5.6	0.2

註: (1) 歴年。(2) 勤勞所得の「その他」には兼業所得を含み、個人業主所得の「その他」には内職所得を含む。(3) その後の改定によれば、23年法人所得は26.0、従つて總額は1,920.8となり、24年個人業主所得は1,334.3〔農林水産業666.0〕、個人利子所得13.6、法人所得95.0、官公企業所得17.3と改められ、従つて總額は2,743.0となつた。しかし、24年は目下改算中。

資料: 經濟安定本部監修「經濟月報」8・9月號、昭25年。國民所得調査室「國民所得資料月報」25號、昭26年。

金を差引く。

3. 法人税 「財政決算書」による、

なお官公企業所得も「財政決算書」による。

この他の個人賃貸料所得および利子所得推計については、比較的資料が備わり、その金額も僅小であるから、ここでは割愛する。(24年改算により、個人賃貸料を純額とし、歸屬利子をも加算するようになった。)

以上を通覧するに、勤勞所得に比して個人業主所得は、資料の上から甚しく缺陷があつて、殆んど兩者を比較しえないほどの状態にある。また、法人所得中の留保分の推計も完全でない。大藏省「法人企業調査」は標本抽出において模範的であるが、現状からみて、その報告結果を加工せずにそのまま用い得ないことは、遺憾と云うべきであらう。

2. 結果の吟味

昭和21~24年(歴年)の分配國民所得推計は第1表のように發表されている。まず、この結果を概観し、次第に詳細に調べてゆこう。(年度推計省略)

(1) 増加率 戦後インフレーションの推移に伴い、國民所得の總額は、21年から22年へかけて約3倍、23年には6.5倍、24年には9倍強に飛躍している。しかし、年増加率は22年は21年の3倍、23年は22年の2倍強となっているのに、24年は23年の40%の増加に止まっている。そのうち勤勞所得についてみれば、21年から22年へかけて3.5倍、23年は約9倍、24年は約14倍の増大を示しているのに、他方個人業主所得は21年から22年へかけて3倍、23年は約5倍、そして24年は約6.8倍の増加を示すにすぎない。23年から24年への推移においても、勤勞所得は53%も増大を示しているのに、個人業主所得は僅かに27%の増加に止ったことになっている。後に見るように、インフレ過程においてかかることは考えられない。このように増加率から見ると、業主所得の推計が過小であるように見える。だから、Huber氏の昭和24年推計に關する批判の一つは、卸賣物價と賃銀との推移からして、企業利潤の増加が餘りに低く見積られているのではないかという點を突いたのである。しかし注意すべきは、利潤の過小評價は、個人業主よりも法人において一層甚しいと推定されることである。だから、戦後分配國民所得の最大の弱點の一つは、むしろ法人利潤の過小評價にあるようである。そうすればこの法人利潤を含む企業所得の増加率は、勤勞所得をこのように甚しく下回ることはあり得ないと推定される。

(2) 構成比 法人所得が甚しく低く評價されているために、各年の國民所得のうち、勤勞所得と個人業主所得

の兩方の占める割合は、約96~98%であつて、したがつて兩者の相對的分前だけであつても大勢を窺いうるかのようである。勤勞所得は、21年の30%という甚しい低位から33.6%、42.8%、46.2%と次第に恢復しているのに、個人業主所得は反對に66.0%、65.2%、54.4%、49.3%と漸減を示している。すなわち、増加率とほぼ同一傾向を示している。構成比すなわち相對的分前については、後にさらに言及するが、さきにも觸れたように個人業主所得の若干は、むしろ俸給としての勤勞所得と見るべく、これを考察に入れて改算するならば、勤勞所得の分前はそれだけ増加するとともに、その増加率は一層緩慢になり、法人と個人の企業利潤は、その構成比は減少するが増加率は上昇するかもしれない。

(3) 1人當所得 農林水産業を除いた勤勞者1人當所得は、21年6,658圓から22年23,327圓(3.5倍)、23年60,551圓(9倍)、24年97,071圓(14倍)と増加している。人員は21年1,138萬人が23年1,241萬人と増加しているが、24年には1,179萬人と減少(主として土建業、公務員の減少による)を示している。この1人當所得は、物的給與の過小評價を考慮に入れてもほぼ妥當のようである。しかるに、個人業主(農林水産業を除く)所得を業主數で除した一人當平均は、21年37,585圓から22年118,585圓(3倍)、23年118,585圓(4.4倍)、24年183,543圓(4.9倍)である。この一人當所得が、さきの企業所得總額の増加率に比して、特に23年~4年にかけて甚だしく鈍化しているのは疑問であつて、總額の増加は平均所得よりもむしろ人員の増加(21年293萬人から24年362萬人〔20%増〕)に歸せられている。このように23~24年のインフレーション進行中、企業所得が勤勞所得を、一人當上昇率においてはるかに下回るとは、想定するさへ困難である。24年のみならず23年の評價においても、一人當企業所得が甚しく過小と斷定しないわけにはゆかない。

(4) 個人業主所得の構成 そこで特に個人業主所得について、立入つて考察する必要がある。産業各部門の増加率についてみると、農林水産業所得における21~24年の對前年比は、2.7倍、2倍、1.4倍となっているのに、その他諸産業の對前年比は3.3倍、1.5倍、1.1倍であつて、23~24年にかけて農林水産業の増加率を下回っている。ここにも疑問を生じる。

さらに構成比についてみると、農林水産業所得の占める割合は21年~24年において、43.7%、38.9%、46.1%、50%であつて、その他諸産業は22年以降漸減傾向を示すとされている。そして、その所得がこのように相對的に減少しているのは、専ら土建業所得の比重の激減(23

第2表 一人當勤勞所得

	21年			22年			23年			24年		
	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一人當 平均所得 (圓)	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一人當 平均所得 (圓)	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一人當 平均所得 (圓)	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一人當 平均所得 (圓)
總額	75,780	11,381	6,658	272,183	11,668	23,327	751,319	12,408	60,551	1,144,375	11,789	97,071
1 鑛業	4,066	586	6,939	14,946	491	30,440	43,147	579	74,520	55,261	487	113,472
2 土建業	6,333	793	8,193	22,773	1,195	19,059	55,157	1,088	50,696	70,254	854	82,265
3 製造工業	24,107	3,969	6,074	96,646	4,456	21,690	267,907	4,365	61,376	382,826	4,469	85,663
4 ガス電気水道業	805	125	6,440	5,136	190	27,032	14,460	200	72,300	28,903	219	131,977
5 商業				11,782	519	22,701	45,071	728	61,911	80,552	674	119,513
6 金融業	9,008	1,649	5,460	4,524	182	24,857	17,314	230	75,278	40,813	260	156,973
7 サービス業				5,047	323	15,625	17,596	334	52,683	23,008	316	72,810
8 運通業	14,784	1,938	7,628	43,937	1,597	27,512	115,701	1,569	73,742	185,729	1,504	123,490
9 自由業	14,551	2,083	6,986	21,478	907	23,680	47,842	1,039	46,046	97,137	1,012	95,985
10 公務及團體				39,339	1,535	25,628	85,709	1,665	51,477	127,765	1,588	80,457
11 その他産業	2,131	258	8,260	6,575	273	24,084	41,415	616	67,232	52,127	406	128,392
12 兼業	不詳			不詳			3,459	—	—	1,359	—	—

註 (a) 歴年, (b) 農林水産業を除く, (c) 兼業は總額に含まれない。

第3表 一人當業主所得

	21年			22年			23年			24年		
	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一業主 當所得 (圓)	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一業主 當所得 (圓)	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一業主當 所得(圓)	總所得 (100萬圓)	平均人員 (1000人)	一業主當 所得(圓)
總額	110,172	2,931	37,589	365,241	3,080	118,585	559,114	3,369	165,958	663,690	3,616	183,543
1. 鑛業	371	8	46,375	1,755	13	141,085	3,044	13	240,960	1,922	10	169,151
2. 土建業	22,107	301	73,445	28,515	171	195,266	28,396	181	152,215	33,946	210	156,698
3. 製造工業	43,013	1,043	41,240	195,910	1,274	149,800	230,182	1,196	193,486	254,336	1,261	199,138
4. 商業				100,125	1,074	90,990	229,336	1,421	162,060	275,424	1,448	189,859
5. 金融業	38,053	1,246	30,544	984	9	104,230	2,822	12	237,418	4,311	15	278,145
6. サービス業				20,104	217	93,900	37,103	243	154,119	48,132	262	180,556
7. 運通業	688	55	—	4,169	77	54,335	5,240	53	99,181	6,740	58	116,193
8. 自由業	5,935	278	12,509	11,511	214	54,057	18,435	211	88,323	32,535	305	103,474
9. 其他産業	—	—	21,349	2,168	31	70,100	4,556	39	116,035	6,344	47	135,939
10. 内職	不詳			不詳			5,145	—	—	4,632	—	—

註 : (a) 歴年, (b) 農林水産業を除く, (c) 内職は總額に含まれない。

年 11.3%, 23 年 4.8%, 24 年 2.7%) に歸せられてい
るようである。製造工業業主所得の割合は、22 年 32.8%,
23 年 22.0%, 24 年 19.0% であるのに、商業は 22 年
16.7% から漸増して 23 年 21.9% となり、24 年 20.6%
となっている。しかし一人當平均所得は、いずれもやや
過小のようである。これを所得税統計 (申告納税分) に
ついてみても、營業所得の占める割合は 22 年 41.55%,
23 年 44.15%, 農業所得の割合は 22 年 40.22%, 23 年 3
6.36%, その他の事業所得の割合は 22 年 7.4%, 23 年

6.93% となって、國民所得統計と反對に農業所得に比し
て、その他諸産業所得の割合が漸増の傾向を示している
のである。

II 分配所得分析に関する諸問題

從來の分配國民所得は、政府用役の取扱いが正確でな
く、租税轉嫁についても恣意的な假定に立っているから、
眞の分配分とはかなり相違しているはずである。C. S.
Shoup の卓見に従って、政府用役を消費者向け用役、企

業向け用役、一般目的用役などに區別し、税込準則または税引準則によって正確に算定されなければならない²⁾。これらの概念規定の問題の他にも、分配國民所得をめぐる、なお追求さるべき多くの問題がある。これらの問題を中心に分析を行うことによって、現行の算定とその結果とを反省することは、一層の探究のための手懸りとなりうるであろう。以下これを試みる。

1 分配所得とその Deflator の問題

C. Shoup の言うように、國民所得研究の過去十数年の發達の跡を回顧するに、國民所得の構成項目 (components) の研究は多くの業績を挙げたのに、總額 (totals) の問題は比較的に研究が遅れている³⁾。總額の種類とそれに用いられるべき deflator の問題については、殆んど全く未解決のままである。

一般に最後生産物 (final products) としての國民生産額の deflator は、product-price index であり、要素支拂 (factor payments) としての國民所得の deflator は、factor-price index であるべきである。しかし要素價格指數は作成されていないし、これを用いて deflate すれば、國民投入量 (national cost or input) が得られるはずである。が、この概念について立入った展開も示されていない⁴⁾。

だから、分配國民所得を生産物價格指數で deflate するのは、その總額において要素支拂=最終生産物恒等という定義にもとづくだけである。しかし、構成項目を無視して總額だけの deflator というものはありえない。だから、アメリカの行っているような國民所得を deflate した實質所得というようなものをイギリス白書では発表してはいないのである。

いま假りに國民生産額を、消費者價格指數或いは生計費指數で deflate したとすれば、(そしてこれが常套手段であるが)、それには次のような假定が implicit におかれていると見做すべきである。すなわち、(1) 個人消費支出は、國民生産額のうち大部分を占めること、(2) 民間投資と政府用役の價格變化は、消費支出の價格變化と

相關關係をもつ (これらは共に賃銀率によって影響を受け、賃銀率變動の背後には、原因としても結果としても、消費財と用役の價格變化があるはずである) こと⁵⁾。

しかし、それは便宜に出ずるもので、理論的には、國民所得の構成項目それぞれについて要素費用による價格指數が deflator として用意されねばならない。

以上の考察からして、分配國民所得において實質額算出にあたって意味のあるのは、わずかに勤勞所得を生計費指數で deflate することだけであろう。いま勤勞所得を生計費指數 (その延長は本研究所の試算、詳細は別途發表) によって調整すれば、次の第4表の如くである。

第4表 勤勞所得の變容

歴 年	勤勞所得	物價指數	實質勤勞所得	
	100 萬圓	1934~36 =100	100 萬 圓	1934~ 36=100
昭和				
1930 (5)	4,411	101.6	4,342	84.37
1931 (6)	4,167	90.6	4,599	89.36
1932 (7)	4,249	91.1	4,664	90.62
1933 (8)	4,479	93.3	4,801	93.28
1934 (9)	4,828	96.7	4,993	97.01
1935 (10)	5,120	100.6	5,089	98.88
1936 (11)	5,513	102.8	5,363	104.20
1937 (12)	6,393	107.2	5,964	115.88
1938 (13)	7,554	110.1	6,861	133.31
1939 (14)	8,734	139.6	6,302	122.45
1940 (15)	10,630	179.9	5,575	108.32
1941 (16)	11,923	209.8	5,683	110.42
1942 (17)	14,148	273.1	5,181	100.67
1943 (18)	18,462	321.0	5,751	111.74
1944 (19)	21,388	400.8	5,336	103.68
1945 (20)	—	—	—	—
1946 (21)	120,900	5,659.0	2,136	41.50
1947 (22)	400,500	12,008.0	3,335	64.80
1948 (23)	977,500	19,786.0	4,940	95.98
1949 (24)	1,275,900	26,513.0	4,812	93.50

これによれば、勤勞所得は戦後急激に低下し、昭和23~24年水準はようやく昭和8~9年水準に達しえたかのように見える。なお、戦後のみについてみれば、昭和23年基準で21~24年はそれぞれ60.6, 63.3, 100.0, 110.3となる。國民所得調査室は分配國民所得の總額を調整するに、日銀實效物價指數を用いているが、同指數がやや過大なために、實質所得は昭和9~11年=100として、22年70.7, 23年85.5, 24年96.4となり、一人當において、それぞれ22年63.4, 23年74.2, 24年81.4となっている。

2) Carl S. Shoup, *Principles of National Income Analysis*, 1947, pp. 282-3 (永田, 高橋譯 pp. 307-9)

3) Ditto, *Development and Use of National Income Data, Survey of Contemporary Economics*, 1948, pp. 288-313.

4) Ditto, *Principles of National Income Analysis*, 1947, pp. 8-9 [永田・高橋譯, pp. 10-12],

5) Theodore Morgan, *Income and Employment*, 1942 [熊谷・渡邊譯, p 39],

しかし、このような平均水準は、あらゆる平均概念がそうであるように、分布の型を無視しては殆んど意義がない。このことに関して以下のようなやや抽象的な論議を必要とする。

従来、社會全體としての實質所得の比較において、基準時點と比較時點との間の「所得分配一定」という假定を置いていた。しかし、Kuznetsが次のような設例をもって指摘するように、所得分配の變化は實質所得測定に問題を投じる。いま、社會が比較的富裕な階層と比較的貧困の階層とから成るとし、必需品購入量を q 、奢侈品購入量を Q 、それぞれの價格を p 、 P とし、第1時點と第2時點とにおいて所得分配の變化のあったため、これに伴ってそれぞれの購入量に變化があつたとする。單純化のため價格は不變である⁶⁾。

		購入量		價格		支出總額	
		q	Q	p	P	pq	PQ
第1時點	貧者	8	0	1	1	8	0
	富者	1	3	1	1	1	3
		9	3			9	3
第2時點	貧者	6	0	1	1	6	0
	富者	1	7	1	1	1	7
		7	7			7	7

そこで個人消費支出を生計費指數又は消費者物價指數で調整して、實質支出額を算出したとすれば、明らかに $\sum p_1q_1 < \sum p_2q_2$ ($12 < 14$) であつて、第2時點の方が第1時點に比べて實質消費は増大し、消費水準は高上したと判定される。しかし、これを構成内容についてみれば、1時點において貧者の實質支出は $\sum p_1q_1 = 8$ で富者は $\sum p_1Q_1 = 4$ であつたのに、2時點では貧者は $\sum p_2q_2 = 6$ に低下し、富者のみ $\sum p_2Q_2 = 8$ と増大した結果なのである。

これと全く同様なことが要素支拂別國民所得においても言われる。だから勤勞所得において、その平均がいかほど實質的に高上しても、若しもその間に所得分布が不均等化すれば、まさに上例のように、單に比較的高額所得者のみの實質所得が上昇したにすぎぬかもしれないのである。平均概念のみを用いることは甚だ危険である。

わが國の戦後勤勞所得は、實質的に高上を示しているが、この平均水準のみでは充分でなく、所得分布の不均等度がわからなければ、にわかに斷定を下し得ない。しかるに不都合なことに、戦後申告納稅制度の實施に伴い、課稅所得において申告納稅分のみの階層別分布は知り得ても、源泉徴收分の分布が公表されていないから、勤勞

所得の分布における不均等度の状態を知り得ないのである。わずかに知りうるのは、申告納稅分における Pareto 係数が上昇していることと、賃銀分布において低額層が均等化し、高額層が不均等化していることだけである⁷⁾。しかし、勤勞所得の幅 (range) は戦後甚しく狭くなったから、平均水準をもつてしても全體としての状態にやや近似するであろう。すなわち、わが國戦後の勤勞所得の水準は、その恢復が顯著であると一應は認めてよいようである。しかし、ついでながら、財産所得のうち特に企業利潤は、勤勞所得に比して、その幅が甚しく大きく、またその分布の型を十分に知り得ないから、平均利潤の概念は國民所得統計のみに役立っても、(これは特に法人留保においてしばしばマイナスとなつて)、企業活動を示す指標としては不完全である。平均利潤や平均利潤率という概念は、平均賃銀と異なつて、理論的にも統計的にもそれだけでは殆んど無意味に近いことを明確に認識しなければならない。

したがって相對的分前としての財産所得は、勤勞所得に比して、その幅が大きいだけそれだけ、たとえ平均として比較的小であつても、絶對額としてはるかに高額のものもありうることを考慮に入れて、分配國民所得の分前を見なければならない。

勤勞所得の分前と所得の不均等度

年 度	l	α
1930	0.41	1.66
1931	0.42	1.70
1932	0.40	1.59
1933	0.38	1.60
1934	0.39	1.65
1935	0.38	1.68
1936	0.38	1.66
1937	0.38	1.65
1938	0.40	1.55
1939	0.37	1.59
1940	0.37	1.62
1941	0.39	1.68
1942	0.40	1.70
1943	0.44	1.72
1944	0.47	1.76
1945	—	1.78
1946	0.32	2.02
1947	0.35	1.92

そこで、わが國の場合戦前戦後を通じて、勤勞所得の

7) 拙稿「所得稅負擔の分析」經濟研究1卷2號、拙稿「賃銀分布の變化」經濟研究2卷3號。

6) Simon Kuznets, On the Valuation of Social Income, *Economica*, Feb. 1948, pp. 1-16, May 1948, pp. 116-31.

割合 (l) と所得の不平等度 (a) とを對比するに、兩者の相關を認めることができる。すなわち、一般に不況時において l の増大は a の増大 (均等化) を伴うものごとくである。(ただし昭和 21, 2 年の a は申告納税分により、資料の上では必ずしも勤勞所得と對應しない)

2 相對的分前の變動要因

わが國の所得の相對的分前は、すでに第 1 表における構成比のように急激に變容している。それはあたかもインフレーションの發生から收束に至る期間を包括し、したがって後に分析するように主として所得の再分配效果を受けて變容を示す過程として見るべきである。そこで以下において、かかる相對的分前の變化について、順次に考察を加え、併せて統計の吟味に資することとしよう。

従來經濟理論では、所得の分配について、商品の價格 (價值) 構成要素としての賃銀率、利子率、地代の決定すなわち生産要素價格の決定について論ぜられるにすぎず、所得の分前については所得分析においてはじめて取扱われるようになった。しかし、多くの立論はその分前の一定という假定の上に立ち、その變動について深く顧みるものは乏しい。

いま、資本財の生産量を x 、その單位價格を p_x とし、消費財の生産量を y 、その單位價格を p_y とし、國民生産額を Y とすれば、

$$Y = xp_x + yp_y \quad (1)$$

さらに、賃銀率を w 、雇傭量を N 、非賃銀所得を π とすれば

$$Y = \pi + wN \quad (2)$$

雇傭量 N を資本財部門 N_x と消費財部門 N_y とに分ければ

$$N = N_x + N_y \quad (3)$$

消費財に對する支出は、所得のうち一定割合とすれば、 $xp_x = (1-s)Y$ 。 s は所得のうち貯蓄される割合、すなわち $\frac{xp_x}{Y}$ を示す。

(1) 式から

$$\frac{dY}{Y} = s \left(\frac{dp_x}{p_x} + \frac{dx}{x} \right) + (1-s) \left(\frac{dp_y}{p_y} + \frac{dy}{y} \right) \quad (1a)$$

(2) 式から

$$\frac{dY}{Y} = (1-l) \frac{d\pi}{\pi} + l \left(\frac{dw}{w} + \frac{dN}{N} \right) \quad (2a)$$

l は國民所得に占める勤勞所得の割合、 $\frac{wN}{Y}$ である。

8) 資本財の單位價格がその限界主要費用に等しいとすれば

$$p_x = w \frac{dN_x}{dx}$$

(3) 式から⁸⁾

$$\frac{dN}{N} = \frac{s}{l} \cdot \frac{dx}{x} + \frac{l-s}{l} \cdot \frac{dy}{y} \quad (3a)$$

(2a) 式は所得の相對的分前を示すものである。假りに勤勞所得の割合 (l) が一定 (したがって $1-l$ も一定) とすれば、勤勞所得の absolute share は、賃銀率 (w) と雇傭量 (N) と、或いはその兩方の變動によって變化する。ところで、(3a) 式によって、勤勞所得の割合が變化するとすれば、他の事情にして等しい限り、その割合の増大は雇傭量を低下せしめる。アメリカの統計について見ると、不況時には l は相對的に上昇し、absolute share は甚しく低下している。そして、不況時には、 l の相對的に上昇とともに、資本財生産の増加率 ($\frac{dy}{y}$) が低下することによつて、雇傭量の變化率 ($\frac{dN}{N}$) が低下することを示している。

アメリカと日本とについて、 l 、 $\frac{dN}{N}$ 、 $\frac{dw}{w}$ の變化を見れば次のようになっている。

勤勞所得の割合の變化 (アメリカ)

	l	$\frac{dN}{N}$	$\frac{dw}{w}$
1929	0.64	0.064	-0.0011
1930	0.70	-0.1290	-0.0464
1931	0.75	-0.1559	-0.0147
1932	0.79	-0.1504	-0.0953
1933	0.70	0.1071	0.0228
1934	0.70	0.1655	0.0658
1935	0.67	0.0674	0.0512
1936	0.66	0.0868	0.0576

l は商務省統計、 N と w とは Federal Reserve Bulletin による。 ($\frac{dN}{N}$ 、 $\frac{dw}{w}$ の計算は篠原三代平、「備備と雇銀」, pp. 150-151)

勤勞所得の分前の變化 (日本)

	l	$\frac{dN}{N}$	$\frac{dw}{w}$
1930	0.407	-0.100	0.051

$$\frac{s}{l} = \frac{dx}{x} = \frac{xp_x}{wN}, \quad \frac{dx}{x} = \frac{w \frac{dN_x}{dx}}{wN} \cdot \frac{dx}{x} = \frac{dN_x}{N}$$

同じく

$$\frac{1-s}{l} \cdot \frac{dy}{y} = \frac{dN_y}{N}$$

cf. J. E. Meade, A Simplified Model of Mr. Keynes' System, *New Economics*, pp. 615-618.

1931	0.417	-0.093	0.032
1932	0.396	0.004	-0.036
1933	0.380	0.096	-0.016
1934	0.394	0.115	-0.013
1935	0.379	0.094	-0.039
1936	0.378	0.056	-0.014
1937	0.380	0.112	-0.029
1938	0.397	0.101	-0.015
1939	0.367	0.099	0.002
1940	0.369	0.031	-0.124
1941	0.387	0.038	-0.033
1942	0.400	0.095	-0.119
1943	0.444	0.126	0.001
1944	0.465	0.137	-0.056

$\frac{dN}{N}$, $\frac{dw}{w}$ の計算は篠原, 上掲書 pp. 155.

3 要素支拂の所得増加効果

従来、所得増加については、支出國民所得の構成項目（個人消費支出、資本形成、財政支出）の及ぼす効果のみに専ら關心が寄せられていて、要素支拂の與える効果については充分な考察を缺いていたようである。

しかし、利子、地代その他の overheads が消費を、さらに投資を誘發する間接効果をもつほかにも、要素支拂の所得増加に及ぼす直接効果があることは言うまでもない。

極めて單純な Model を形成して、この効果を考えよう⁹⁾。經濟は二つの部門、企業と家計（生産要素）とから成り（政府、外國貿易を含まない）、取引は家計の企業からの財貨購入（消費）と企業の家計への支拂（個人所得、すなわち賃銀俸給、地代、利子、配當金より成る要素支拂）とより成る（家計間、企業間の内部取引を含まない）。市場は財貨市場と要素市場とから成る（資本市場を含まない）¹⁰⁾。そのとき、次の定義關係が成立つ。個人所得 = F(要素支拂), 消費 = C(財貨購入) とすれば、

$$\begin{aligned} \text{GNP(國民總生産額)} &= I(\text{總投資}) + C(\text{消費}) \\ &= F(\text{個人所得}) + S(\text{企業總貯蓄}) \end{aligned} \quad (1)$$

所得決定には財貨購入函数（消費函数）のみならず、要素購入函数を必要とする。兩方の函数を線型と假定す

9) cf. Ralph Turvey and Hans Brems, The Factor and Goods Markets, *Economica*, N. S. Vol. XVIII, No. 69 (Feb. 1951), pp. 57-68.

10) これは Leontief の用語をもつてすれば、2行2列マトリックス、Goodwin (The Multiplier as Matrix, *Economic Journal*, Dec., 1949) のマトリックスでは、 $n=2$ という特別の場合に相當する。

る¹¹⁾。

$$\text{消費函数 } C = H + hF \quad (2)$$

H, h は常數, h は家計の個人所得に關する限界消費性向である。

$$\text{要素購入函数 } F = B + b(\text{GNP}) \quad (3)$$

B, b は常數, b は企業の國民總生産額に關する限界要素購入性向である。(例えば生産額が 100 單位増加したとき、企業はその 50 單位を必要な生産増加のため労働に費し、残りの利潤 50 單位のうち 30 單位を配當金にあてれば、 $b=0.8$ である。)

この Model の static solution を求めると

(1) 式に (2) 式と (3) 式とを代入して

$$\text{GNP} = I + H + hB + hb(\text{GNP})$$

$$\text{GNP} = \frac{I + H + hB}{1 - hb} \quad (4)$$

すなわち、GNP 水準は二つの要因に依存する。(1) 二部門の injections (I, B, H)。(2) 二部門の二つの限界支出性向 (b, h)。

(3) 式および (4) 式によって、要素支拂の所得増加効果は明らかである。GNP 一定のとき、要素支拂の増加は B および b に影響を與える。b は利潤-生産函数のみならず、配當金-利潤函数にも依存する。だから假りに地代水準が上昇したとすれば、それだけ B は上昇し、それだけ利潤を下落させ、従って配當金は減少するが、配當金は比較的わずかしか減少しないから、b の減少は B の増加によって完全に相殺されない。ここに純擴張効果がある¹²⁾。

さらに、(1) 式と (3) 式とから

$$\text{GNP} = B + S + b(\text{GNP})$$

$$\text{GNP} = \frac{B + S}{1 - b} \quad (5)$$

B+S は企業の要素支拂と總貯蓄（利潤）とを示し、(1-b) は企業の國民總生産額に關する限界貯蓄性向を示す。b の減少は企業貯蓄の増大をもたらすわけである。

そして b (企業の要素購入性向) と h (家計の財貨購入すなわち消費性向) とは、國民所得の増分が物價増加

11) 要素購入函数における b は生産量とともに變動し、線型という假定は甚だしく非現實的である。

12) Keynesian type formula では

$$\text{GNP} = \frac{I + K}{1 - c}$$

$$K = H + hB, c = hb$$

すなわち消費函数 [C = K + c(GNP)] の常數項には hB が含まれ、要素支拂 (B) の増大は H, h が一定でも消費増大という間接効果をもつ。また (1-b)=0, すなわち企業の限界貯蓄性向が 0 になるときのみ、c=h である。

と生産量増加とに分れる割合に依存する。だから、それらを含む乗数は、open inflation の場合には、生産量不変の price multiplier として作用することとなる。

さて、わが國戦後のインフレーションにおいて、支出面における財政赤字が最も有力な要因であったことは言うまでもないが、これを所得分配の面から見直す必要があると思われる。そして、さきの所得分配を示す式 $GNP = B + S + b(GNP)$ において、 B は賃料、利子、配當金、賃銀俵給のうち GNP の變動と関わりのないもの（従って賃銀俵給の小部分）であり、 S は個人および法人の利潤、 b は GNP のうち要素支拂に當てられる部分（従って主として賃銀俵給の割合）と見なして、戦後國民所得の推移を眺めれば、 b は殆んど不変であって、インフレ過程を B 、 S の増大と b との競合として觀察することができる。 b は甚だ低く、これが S の増大と相併って、所得増加を導いたことは、(5) 式によって明らかである。しかし、22 年以後は b はやや増大して、23 年にかけて「賃銀—物價の悪循環」を出現したことは周知の事實である。ただその場合に、支出面から見た (4) 式における I (總投資)、 H (消費函數の常數項)、 hB (h = 限界消費性向、 B = 要素支拂) の各項の増大のみが論點となって、(5) 式における S (企業總貯蓄) については餘り關心を集めることなくして終った。(ことに overhead cost の増大は企業をして留保をさらに蓄積させるはずであるのに、この蓄積過程が比較的緩慢であったことは、主として戦後の重税に歸すべきことを注意しなければならない)。Keynesian は、利潤増大が貯蓄性向を上昇せしめるゆえに、それは安定要因であると考える¹³⁾。しかし、前述のように B のみならず S の増大は、たとえ b が増大しても、それ以上であるから、インフレ過程においては利潤増大はかえつて不安定要因となる。このことをさらに明らかにするためには、インフレーションによる所得再分配効果を考慮に入れなければならない。わが國戦後の分配所得は、あたかもインフレーションによる再分配過程を示す資料たるべきものである。それゆえに、以下これを再分配過程の觀點から見直すこととしよう。

4 インフレーションによる所得再分配効果

以上のような multiplier technique は、不完全雇傭の時期の分析には適切であるが、完全雇傭下のインフレーションの場合には、あまり適當な方法ではない。のみ

13) G. Haberler, Causes and Cures of Inflation, R. E. S. XXX, (Feb., 1948) p. 12

ならず、従來の乗數論は所得分配の變化を全く捨象している。完全雇傭において生産量不変のときには、國民所得の一群の分前は、ただ他の群の分前の犠牲においてのみ増加しうる。そして、その動態要素となるものとして注目すべきは、單に wage-price-spiral ではなくして、むしろ wage-profit-price-spiral である。

インフレーションによる所得分配の變化は、いわゆる「所得再分配効果」である。このように生産物價格と要素價格とを増加せしめて所得の再分配をなす衝擊をインフレ的衝擊と名づける。インフレ過程は、かかる衝擊に對する反動過程としてみることもできる。そして、かかる衝擊は、例えば財政赤字、豫期される純貯蓄を越える純投資の増大、物價統制(補助金)の不連続、爲替切下げ、大規模の貯蓄引出しなどである。しかし、この衝擊だけでは連続過程を發生せしめるには充分でなく、それに対する反動が伴わなければならない。そしてそのような反動が伴うには、所得分配が不安定であることを要する。若し所得分配が安定しているならば、貨幣所得水準は不変に止まるであろう。そして、この反動をおこすものは、例えば物價上昇に附隨して起こる労働争議による賃上げ運動のごときである¹⁴⁾。

單純化のために次の假定をおく。生産要素の移動、産出高の變動、期待は無いものとして捨象し、貨幣供給は制限のないものとする。 Y_0 = 貨幣所得、 W_0 = 賃銀所得、 Q_0 = 利潤及び配當金、 R_0 = 地代及び利子とし、 x = 衝擊として表わす。

所得分配を示す式は

$$Y_t = W_t + Q_t + R_t \quad (1)$$

勤勞所得の國民所得に占める割合を α とすれば、 $W_t = \alpha Y_t$ となる。後に明かなるようにこの割合は、インフレ分析にとって重要である。さらに物價上昇率と賃銀上昇率との關係が重要である。いま $\eta = \frac{W_t}{W_0} / \frac{Y_t}{Y_0}$ とする。この係數 η は勤勞者が物價上昇によって失った所得を取り戻す能力を示している。すなわち $\eta = 1$ ならば物價にスライドして賃銀を上げうることを、 $\eta < 1$ なら

14) インフレーションの動態分析を行った文獻には、Jjalling Koopmans, Dynamics in Inflation, *Review of Economics and Statistics*, XXIV, 1942, pp. 53-65, Arther Smithies, The Behaviour of Money National Income under Inflationary Conditions, *Quarterly Journal of Economics*, Nov., 1942, pp. 113-29, R. Turvey, Period Analysis and Inflation, *Economica*, August, 1940, pp. 18-28, Franklin D. Holzman, Income Determination in Open Inflation, *R. E. S.* May, 1950, pp. 150-58. などがある。

ば實質賃銀の低下を、 $\eta > 1$ ならばその上昇を示すことになる。そして time lag があるとすれば、勤勞所得の方程式は

$$W_t = a\eta Y_{t-1} \quad (2)$$

他方、企業は利潤を生産費の一定割合 ($\beta' = \frac{Q_0 + x}{p_0 + x}$) に維持しようとするを假定する。そこで利潤方程式は

$$Q_t = \frac{\beta'}{1 - \beta'} (W_t + R_t) \quad (3)$$

インフレ過程において、地代利子は一般に上昇率が緩慢であるからこれを不変と假定すれば地代利子方程式は

$$R_t = R_0 \quad (4)$$

(1)~(4) 式を解けば、

$$Y_t = Y_{t-1} + \frac{a\eta}{1 - \beta'} (Y_{t-1} - Y_{t-2}) \quad (5)$$

一般解は

$$Y_t = \frac{m(Y_0 - Y_t)}{m-1} + \frac{Y_t - Y_0}{m-1} m^t$$

但し、 $m = \frac{a\eta}{1 - \beta'}$

インフレーションが収束して均衡に達したとき、その均衡所得は

$$Y_\infty = Y_0 + \frac{x}{1 - \frac{a\eta}{1 - \beta'}}$$

さて、わが國の戦後分配所得統計によれば勤勞所得の割合は、前述のように異常に低く、わずかに約 40% を占めるにすぎない。いま假りに a (勤勞所得の割合) = .4, β (利潤配當金の割合) = .47, $\eta = 1$, $x = 20$ とし、したがって $\beta' = \frac{67}{120}$ とし、所得分配の變化を、上述の方程式から計算すると、

t	Y_t	$=$	W_t	$+ Q_t$	$+ R_t$
初期	100		40	47	13
衝撃	120		40	67	13
期間 1	138.7		48	77.7	13
2	150.2		55.5	81.7	13
3	166.1		60.1	93.0	13
4	225.9		86.4	126.5	13
∞	322		128.9	180.3	13

上記のような推移を示すことになる。これは昭和 24 年度の統計結果に近似するように設例したものであるが、これから次のような問題点を指摘することができる。

(1) この設例では衝撃 (x) は一回限りであって、従ってその効果は比較的少いが、事實は一回限りでないか

ら、後述のようにこの効果を過少に見ることはできない。しかし、これを一應考慮の外におけば、インフレ過程は、 a, β, η, β' のそれぞれの大きさによって決定されることになる。

(2) 勤勞所得の割合 (a) の大きさは、重要な要因であって、他の事情の等しい限り、勤勞所得の分前が大きく、物價上昇率が高いほど、収束までの期間が長くなる¹⁵⁾。

(3) η についても同様に、その大なるほど、すなわち賃銀が物價以上に上昇するほど、インフレ収束には時間を要する。

(4) しかし、さらに重要な要因は β' である。これは衝撃の大きさ (x) と企業利潤の分前 (Q , したがって β) とによって決定される。企業利潤の分前の大きさは名目所得を急激に上昇せしめる。

わが國の統計では、前述のように a が異常に小さいが、定義を變更すれば約 60% を下らないと推定されよう。そこでいま、 $a = .6, \beta = .3, \eta = 1, x = 10$, (したがって $\beta' = \frac{40}{110}$) としてみれば、インフレによる再分配は、次の過程を辿る。

t	Y_t	$=$	W_t	$+ Q_t$	$+ R_t$
均衡	100		60	30	10
衝撃	110		60	40	10
期間 1	119.3		66	43.3	10
2	128.2		71.6	46.6	10
3	137.0		77.2	49.8	10
4	144.9		82.2	52.7	10
∞	275		165	100	10

すなわち前の設例と比較すると、勤勞所得の分前 (a) の増大は、収束期間を長びかせるけれども、名目所得は 275 に止まり、むしろその大きさにとっては β' の方が一層に決定的である。そして、わが國の場合、實際は (衝撃を考慮外におけば) 以上の 2 つの設例の中間に位するのではないかと推定される。

(5) $\frac{a\eta}{1 - \beta'} > 1$, すなわち $a\eta + \beta' \geq 1$ のときは爆發

15) 均衡までの期間 (te) は $\Delta Y(\text{現實}) \div \Delta Y = 0.95$ を均衡と假定し、この商を ϕ とすれば、

$$te = \frac{\log(1 - \phi)}{\log\left(\frac{a\eta}{1 - \beta'}\right)}$$

cf. R. M. Goodwin, *The Multiplier, The New Economics*, pp. 491)

的となり、 $\alpha\eta + \beta' < 1$ のとき収束する。

(6) 前述のように、事實は衝撃が數次にわたって行われ、この大きさが β' を決定するので安定に影響する。

第2の設例で $x = \frac{Y_0}{6}$ で $\beta = .4$ のとき、インフレーション

は爆発的となって収束しない。この點から反省するならば、わが國の實際は設例のように自然に均衡に到達したのではなく、この衝撃の大きさが比較的大きく、 β もまた相當に大きく、したがってむしろ爆発的であったと見るべきであって、ドッジ方策による衝撃の緩和が収束をもたらしたと見るべきであろう。しかし、また反省を要することは、インフレ進行中、 α や η の壓縮の可否にのみ論點が集中されて、 β さらに β' について充分な

措置が採られなかったことも事實である。さきに言及したように、企業利潤の増大が貯蓄性向を上昇せしめるゆえに、それが安定要因となると考えるのは、再分配効果を考慮に入れぬ論構にすぎず、企業利潤の増大が、インフレ過程においてむしろ不安定要因となることは、以上の分析によって明らかである。しかし、これをさらに追求することは、本調査の範圍を越えて、戦後インフレーションの徹底的な調査へ進むことになるろう。

わが國の所得分配に関する統計は、以上のような諸觀點に照して吟味を加えるとき、一層の資料蒐集と再調査とが必要であると思われる。

(高橋長太郎)

國 民 所 得 の 長 期 變 動

—日本經濟の成長率に関する研究(第1報)—

は し が き

I 基礎データ

II 成長率

III 比較とバイアス

は し が き

當研究所の日本經濟研究部門はその主要な研究テーマとして「日本經濟の成長、ならびにその要因に関する研究」をもっている。この課題は理論的な分析の面と統計的な實證の面との總合によって、その研究が押しすすめられる約束のもとにある。しかし研究の初期にある現段階においては、基礎データの整備とそして統計の低度の加工とが主たる作業となっている。

しかるところ、今夏パリーに開催された「國際所得國富學會¹⁾」は、「國民所得の長期變動」をその主要テーマに選び、われわれはそのために提出すべき日本經濟に関する報告を一應まとめるべく餘儀なくされた。未熟な研究の過程から多くの暫定的な數値を利用することによって「報告」は作製された。これは將來大いに改訂されるべき約束のもとにあるものである。しかしこの機會においてその大要を本誌にも發表して日本の學會の叱正をうることが適切であると考えられた。この「報告」は都留重人、高橋長太郎、山田勇の三教授との協同討議によって作製されたものであるが、ここではその全部ではなく、基礎データならびにその加工に関する部分を主題として發表するので、比較的強くこの部分を擔當した筆者だけが代って執筆した。内容の主たる部分はわれわれ四人の

協同討議の所産である。しかし意見の十分に一致しない部分について敢てなされた敘述、ならびに「報告」には包含されなかった若干の部分についての敘述、ならびに全體の敘述形式、これらは筆者のみの責任にかかるものである²⁾。

以下の敘述は紙數の制限のため、結果的な部分に重點をおき、過程的な部分についてはその多くを省略せざるをえなかった。たとえば農業所得の推計についての詳細、賃金指數選擇についての理由の詳細、勤勞所得配分率の計算方法、等のごときである。これらの部分については簡単に註記したほかは、他日詳細に發表するつもりである。疑問の讀者は直接當研究所に紹介されたい。

I 基 礎 デ ー タ

表Iは生産國民所得を1875年(明治8年)以降1942年(昭和17年)まで78年間にわたって、可能なかぎり統一的に連續して整備する目的のもとに作製された。戦前までの統計としてはもちろん、さらに2カ年を追加

2) 山田雄三教授はその編著「日本國民所得統計資料」を通じてわれわれの作業に絶大な援助を與えられた。この著が存在しなかったならば、われわれの研究をかくも短時日の間にまとめることは、全く不可能であった。のみならず教授は基礎データに関する手稿の貸與を通じ、或はまたわれわれの質問にたいする解答を通じて多大の寄與を爲された。梅村又次講師、野田孜助手は作業を大いに援助された。これらの人々にたいし深く感謝しなければならぬ。

1) 1951 Meeting of the International Association for Research in Income and Wealth at Paris.